

## 第 1 配偶者暴力防止法の施行状況



## **第1 配偶者暴力防止法の施行状況**

### **1 基本方針及び基本計画**

#### **(1) 基本方針**

改正法においては、内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めることとされた(法第2条の2第1項)。

基本方針は、主務官庁である内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省が、関係行政機関である総務省、文部科学省及び国土交通省に協議した上で策定し、平成16年12月2日に官報告示された。検討の過程では、元被害者、民間団体代表等関係者から広く意見を聴取した。

#### **(2) 基本計画**

改正法においては、都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めることとされた(法第2条の3第1項)。

平成19年2月6日現在、基本計画を策定している都道府県は、47都道府県中46都道府県となっている。未策定の県についても、平成18年度中の策定が予定されている。

## 2 配偶者暴力相談支援センター

### (1) 支援センターが行う業務

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）は、被害者の保護を行う上で中心的な役割を果たす施設である。

配偶者暴力防止法では、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、支援センターの機能を果たすようにするものとされている（法第3条第1項）。また、改正法により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）も、当該市町村が設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすようにすることができるとされた（法第3条第2項）。

支援センターが行う業務は、

相談又は相談機関の紹介

医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導

被害者及びその同伴家族の一時保護

被害者が自立して生活することを促進するための就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助

被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

である（法第3条第3項）。

このうち の一時保護については、婦人相談所が自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うこととなっている（法第3条第4項）。

### (2) 支援センターの機能を果たす施設

支援センターに関する規定が施行された平成14年4月には、支援センターの機能を果たす施設は全国で87施設だったが、平成15年には103施設、平成16年には106施設、平成17年には120施設と、年々施設数が増加し、平成18年11月1日現在では、47都道府県166施設及び4市5施設の合計171施設となっている。

171施設の内訳をみると、

婦人相談所	47施設
女性センター等	19施設
福祉事務所・保健所	76施設
児童相談所	9施設
その他（支庁等）	20施設

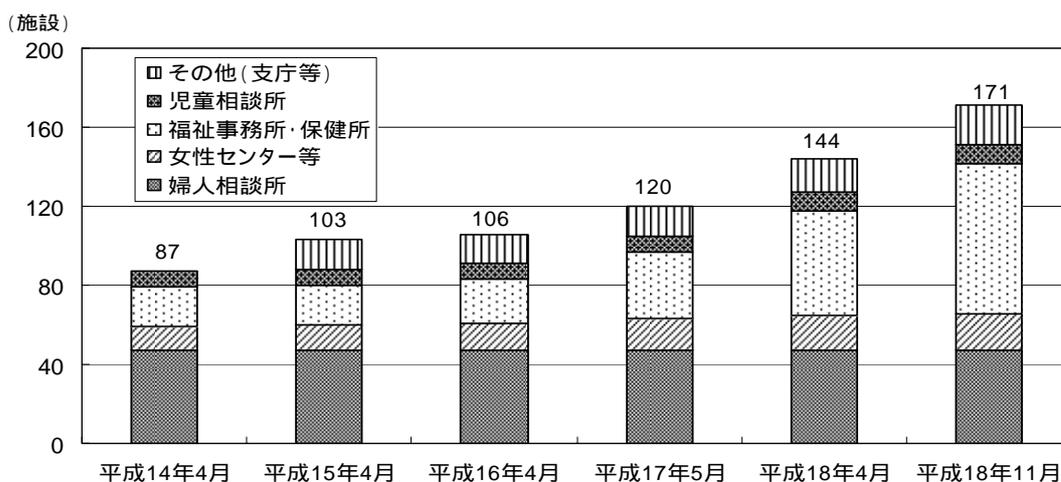
となっている。

市町村（札幌市、神戸市、岡山市、北九州市）が設置した5施設のみについてみると、その内訳は、

女性センター等	2施設
その他	3施設

となっている。

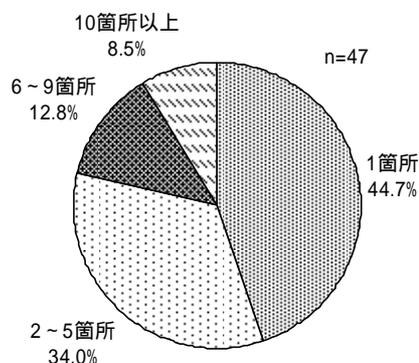
### 支援センターの設置数の推移



資料出所：内閣府調べ

都道府県別にみると、婦人相談所のみが支援センター機能を果たしているのが21府県で、全体の44.7%となっている。都道府県において、支援センターの機能を果たしている施設が2~5箇所あるのが16都県(34.0%)、6~9箇所が6府県(12.8%)、10箇所以上あるのが4道県(8.5%)となっている。

### 支援センターの設置数(47都道府県)



資料出所：内閣府調べ

### (3) 中心となる施設及び支援センター取りまとめ部局

内閣府は、各都道府県知事あての通知「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成 13 年 10 月 30 日付け府共第 592 号）において、支援センターの業務を円滑に行うため、その業務を取りまとめる部局を決定し、当該部局を中心に各種施策を推進するよう助言している。

また、都道府県内の複数の施設において支援センター機能を果たす場合に、中心となる施設を指定し、複数の施設間の連携を図ることも併せて助言している。

各都道府県における支援センター取りまとめ部局の状況は、平成 18 年 11 月 1 日現在、福祉担当部局が 32 府県（68.1%）、男女共同参画担当部局が 15 都道県（31.9%）となっている。

平成 18 年 11 月 1 日現在、複数の施設が支援センター機能を果たしている 26 都道府県について、中心となる施設は、

婦人相談所	23 府県	
女性センター	2 都県	東京都、福井県
その他（道庁）	北海道	

となっている。

### 3 通報

#### (1) 通報

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も配偶者からの報復や家庭の事情等様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられる。被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めることを目的に、配偶者暴力防止法では、配偶者から身体に対する暴力を受けている者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととされている（法第6条第1項）。

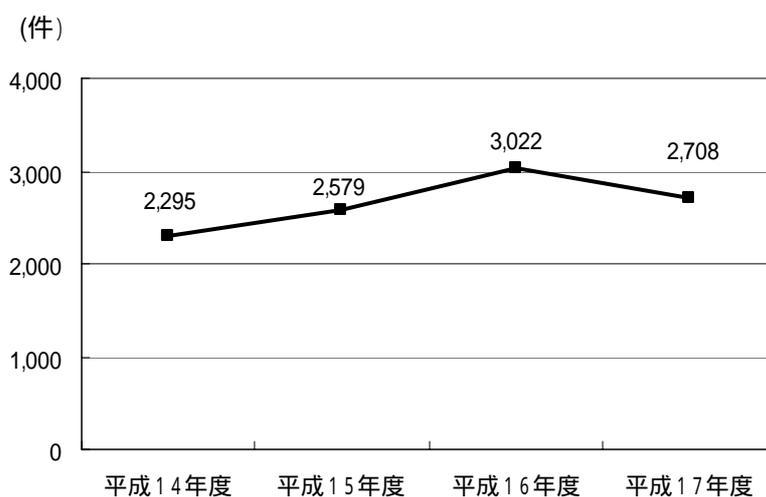
また、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの身体に対する暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見した場合には、支援センター又は警察官に通報することができることとされ（法第6条第2項）、当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている（法第6条第3項）。

#### (2) 支援センターへの通報

支援センターが第6条による通報を受けた件数は、平成14年4月から平成18年3月までの4年間で、10,604件である。

年度別にみると、平成14年度が2,295件、平成15年度が2,579件、平成16年度が3,022件、平成17年度が2,708件となっている。

#### 支援センターへの通報件数



資料出所：内閣府調べ

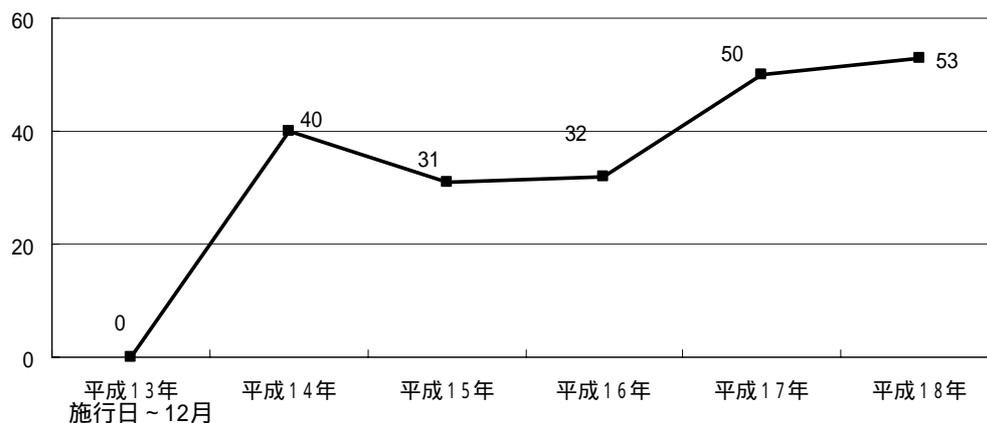
### (3) 警察への通報

警察が第6条第2項による医療関係者からの通報を受けた件数は、平成13年10月13日から平成18年12月31日までに、206件である。

年間件数の推移をみると、平成13年(10月13日から12月31日まで)が0件、平成14年が40件、平成15年が31件、平成16年が32件、平成17年が50件、平成18年が53件となっている。

#### 警察への医療関係者からの通報件数

(件)



資料出所：警察庁調べ

## 4 相談

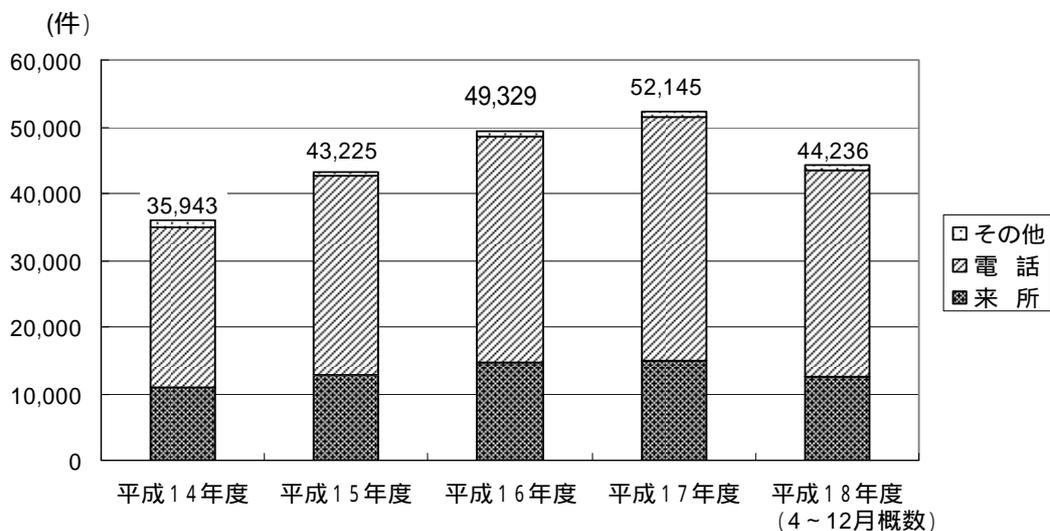
### (1) 支援センター

#### ア 相談総件数

平成 14 年 4 月から平成 18 年 12 月までに全国の支援センターに寄せられた配偶者からの暴力が関係する相談は、224,878 件（平成 19 年 3 月現在概数）である。

年度別にみると、平成 14 年度が 35,943 件、平成 15 年度が 43,225 件、平成 16 年度が 49,329 件、平成 17 年度が 52,145 件、平成 18 年度（4 月～12 月・平成 19 年 3 月現在概数）は 44,236 件と年々増加している。

#### 支援センターにおける相談件数の推移



資料出所：内閣府調べ

#### イ 相談の形態別件数

平成 17 年度の 52,145 件について、相談件数を形態別にみると、電話相談が 36,475 件で全体の 69.9%、来所相談が 14,864 件で全体の 28.5%、その他の相談が 806 件で全体の 1.5%となっている。

#### ウ 性別相談件数

平成 17 年度の 52,145 件について、性別にみると、女性からの相談が 51,770 件（99.3%）、男性からの相談が 375 件（0.7%）で、女性からの相談がほとんどを占めている。

#### エ 加害者との関係別相談件数

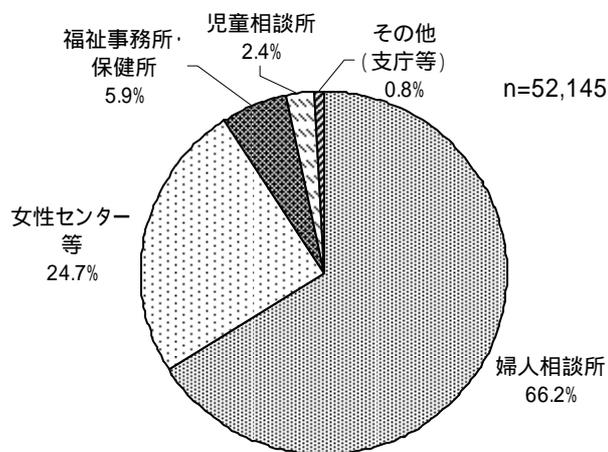
平成 17 年度の 52,145 件について、相談者と加害者との関係は、婚姻関係（婚姻の

届出あり。)がある場合が最も多く 44,418 件 (85.2%)、婚姻の届出はしてないが事実上婚姻関係と同様の関係にある場合が 3,519 件 (6.7%)、既に離婚している場合が 3,329 件 (6.4%) となっている。

### オ 施設の種別別相談件数

平成 17 年度の 52,145 件について、施設の種別別にみると、婦人相談所が 34,528 件 (66.2%) と最も多く、次いで、女性センター等が 12,885 件 (24.7%)、福祉事務所・保健所が 3,054 件 (5.9%) となっている。

#### 施設の種別別



資料出所：内閣府調べ

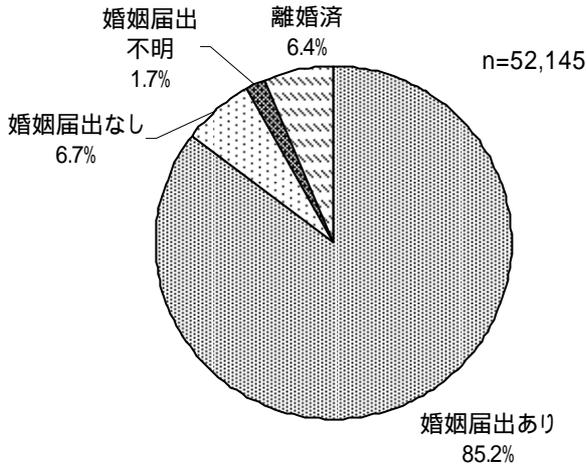
### カ 都道府県別相談件数

平成 17 年度の 52,145 件について、都道府県別にみると、東京都 (7,694 件)、大阪府 (4,212 件)、千葉県 (3,592 件)、神奈川県 (3,053 件) と相談件数が 3,000 件を超えるところもあるが、一方で、山梨県 (149 件)、福井県 (151 件) と 150 件程度のところもある。

平成 17 年度の相談件数が、1～499 件は 15 県、500～999 件は 15 県、1,000～1,999 件は 11 道府県、2,000～2,999 件は 2 県、3,000 件以上は 4 都府県となっている。1 都道府県当たりの平均相談件数は、1,109 件となっている。

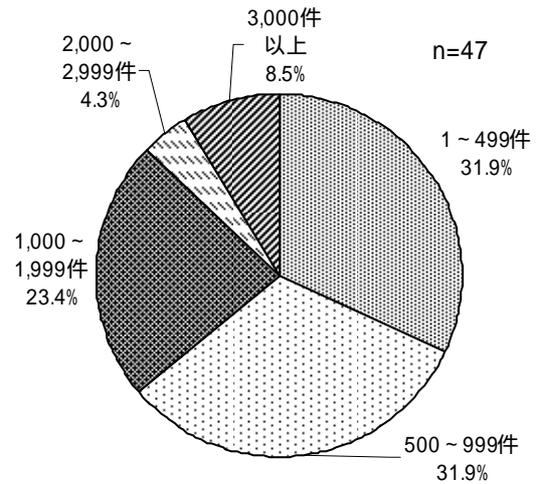
都道府県別の相談件数について、人口比でみると、人口 1 万人当たりの相談件数が最も多いのは佐賀県の 15 件で、次いで、岡山県 (11 件)、青森県 (9 件)、滋賀県 (8 件)、群馬県 (8 件)、徳島県 (8 件) となっている。人口 1 万人当たりの相談件数が少ないのは、福岡県、新潟県、岐阜県の 1.4 件である。

## 加害者との関係別



資料出所：内閣府調べ

## 都道府県別相談件数



資料出所：内閣府調べ

## キ 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

改正法において、被害者の国籍、障害の有無等を問わず、その人権を尊重することが明確化された（法第 23 条）。

支援センターに寄せられた日本語が十分に話せない被害者からの相談は、平成 17 年度については、1,025 件となっている。

相談件数を形態別にみると、電話相談が 568 件で全体の 55.4%、来所相談が 380 件で全体の 37.1%、その他の相談が 77 件で全体の 7.5%となっている。

外国語の種類別にみると、タガログ語が 480 件（46.8%）と多く、次いで中国語が 215 件（21.0%）、韓国語が 90 件（8.8%）、ポルトガル語が 54 件（5.3%）となっている。

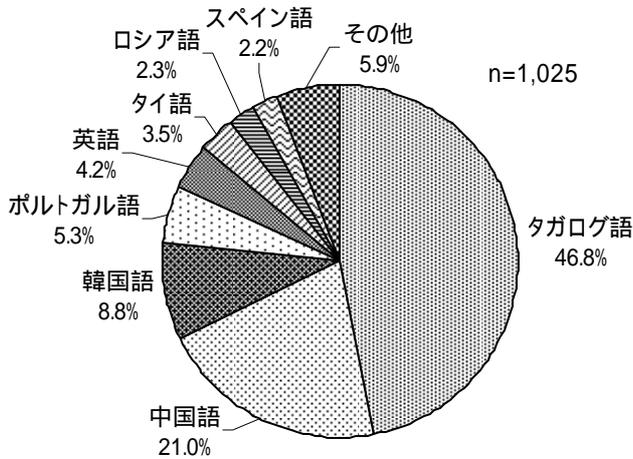
## ク 障害者である被害者からの相談件数

支援センターに寄せられた障害者である被害者からの相談は、平成 17 年度については、2,471 件となっている。

相談件数を形態別にみると、電話相談が 1,577 件で全体の 63.8%、来所相談が 818 件で全体の 33.1%、その他の相談が 76 件で全体の 3.1%となっている。

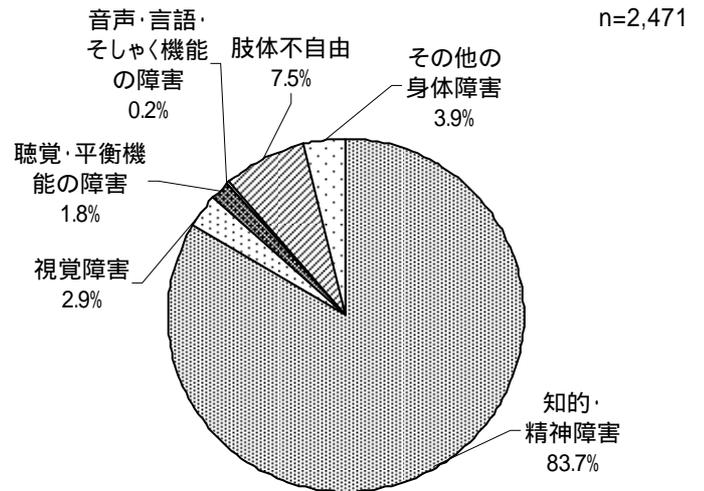
障害の種類別にみると、知的・精神障害のある被害者の相談は 2,069 件（83.7%）と多く、身体障害は 402 件（16.3%）となっている。身体障害では、肢体不自由が 185 件（7.5%）と多く、次いで視覚障害が 71 件（2.9%）、聴覚・平衡機能の障害が 45 件（1.8%）となっている。

## 外国語の種類別



資料出所：内閣府調べ

## 障害の種類別



資料出所：内閣府調べ

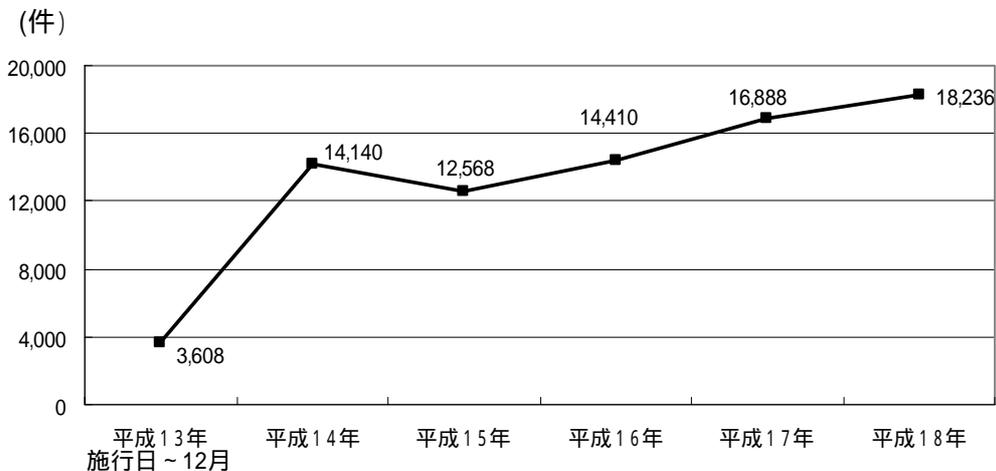
## (2) 警察

### ア 対応件数

都道府県警察において、配偶者暴力防止法が施行された日から平成 18 年 12 月 31 日までに、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数は、79,850 件である。

年間対応件数の推移をみると、平成 13 年(10 月 13 日から 12 月 31 日まで)が 3,608 件、平成 14 年が 14,140 件、平成 15 年が 12,568 件、平成 16 年が 14,410 件、平成 17 年が 16,888 件、平成 18 年が 18,236 件と、この 3 年連続で増加している。

### 警察における暴力相談等の対応件数の推移



資料出所：警察庁調べ

## イ 被害者の性別対応件数

平成 18 年中に対応した 18,236 件について、性別にみると、女性からの相談等が 18,026 件（98.8%）で、男性からの相談等が 210 件（1.2%）となっており、女性からの相談等がほとんどを占めている。

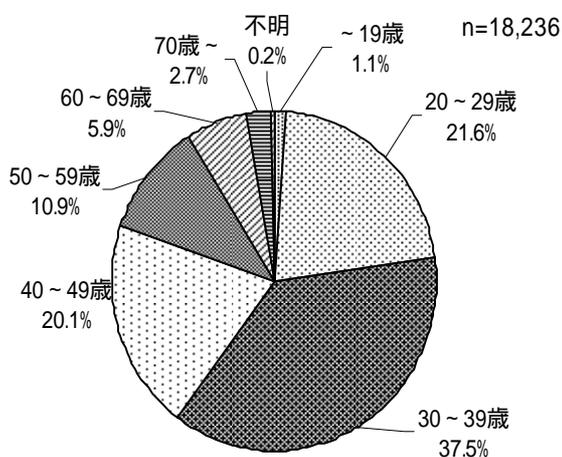
## ウ 被害者の年齢別対応件数

平成 18 年中に対応した 18,236 件について、年齢別にみると、30 歳代の方からの相談等が 6,847 件（37.6%）と最も多くなっており、20 歳代が 3,942 件（21.6%）、40 歳代が 3,657 件（20.1%）と続いている。

## エ 加害者との関係別対応件数

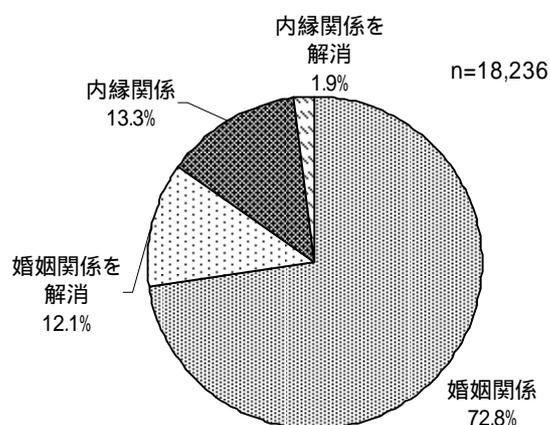
平成 18 年中に対応した 18,236 件について、相談者と加害者との関係は、婚姻関係（婚姻の届出がある場合）が 13,272 件（72.8%）、婚姻の届出はしてないが事実上婚姻関係と同様の関係にある場合が 2,418 件（13.3%）、婚姻関係を解消したが 2,199 件（12.1%）となっている。

被害者の年齢別



資料出所：警察庁調べ

加害者との関係別



資料出所：警察庁調べ

## オ 警察が執った措置

平成 18 年中に対応した 18,236 件について、都道府県警察が執った措置（複数計上）は次のとおりとなっている（割合は 18,236 件中の割合を算出したもの）。

被害者への防犯指導	11,808 件（64.8%）
保護命令制度の説明	11,686 件（64.1%）

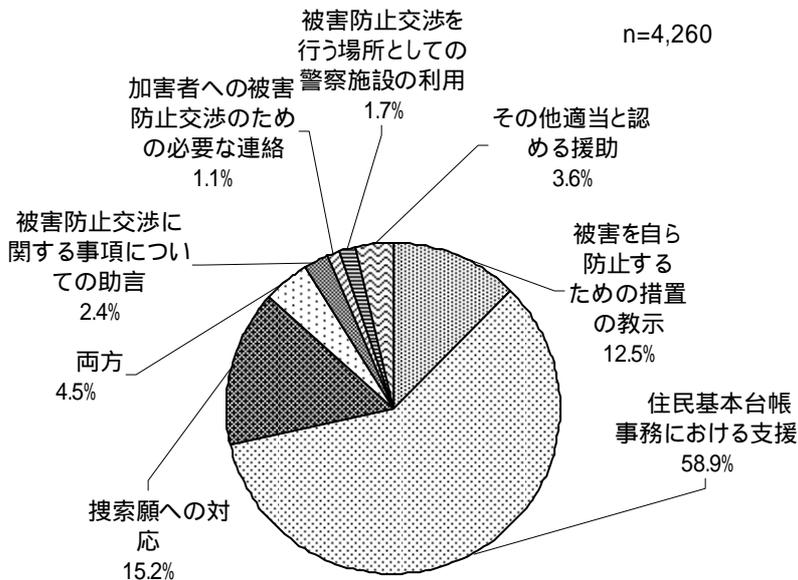
警察本部長等の援助	4,260 件 ( 23.4% )
加害者への指導警告	3,353 件 ( 18.4% )
関係機関への連絡	3,138 件 ( 17.2% )
他法令による検挙	1,525 件 ( 8.4% )
警戒活動	1,367 件 ( 7.5% )

### カ 警察本部長等の援助

改正法では、警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長は、配偶者からの身体に対する暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うものとされた（法第8条の2）。

平成18年中に配偶者からの暴力事案に対して、警察本部長等の援助を行った件数は、4,260件となっている。その内訳は、住民基本台帳事務における支援が2,510件（58.9%）、捜索願への対応が647件（15.2%）、被害を自ら防止するための措置の教示が533件（12.5%）、住民基本台帳事務における支援と捜索願への対応を併せて行ったものが192件（4.5%）、被害防止交渉に関する事項についての助言が104件（2.4%）などとなっている。

### 警察本部長等の援助



資料出所：警察庁調べ

## キ 他法令による検挙等

平成 18 年中に配偶者からの暴力事案に対して、他法令による検挙を行った件数は 1,525 件である。その内訳は、傷害が 908 件（59.5%）、暴行が 351 件（23.0%）、殺人が 62 件（4.1%）、器物損壊が 45 件（3.0%）となっている。

また、配偶者からの暴力事案におけるストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）の運用状況としては、平成 18 年中、警告が 27 件、ストーカー行為罪での検挙が 2 件となっている。

### (3) 婦人相談員

#### ア 婦人相談員の配置状況

婦人相談員は、売春防止法（昭和 31 年法律 118 号）に基づき、社会的信望があり、かつ熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長が委嘱し、要保護女子等の発見、相談、指導等を行うものとしている。また、配偶者暴力防止法に基づき、被害者の相談に応じ必要な指導を行うことができるとしている。

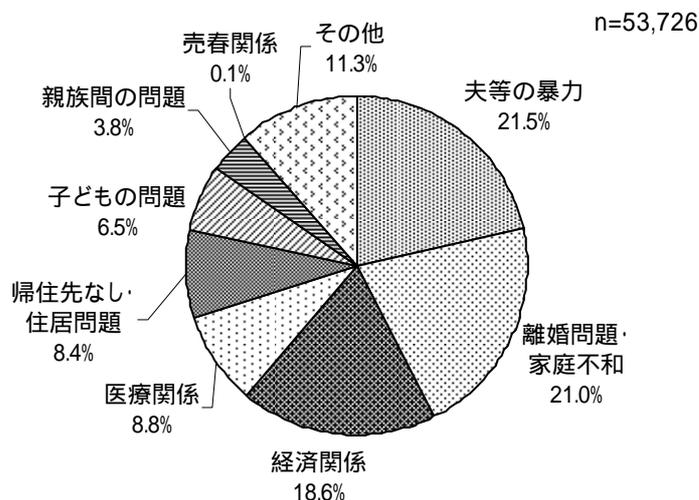
平成 18 年 4 月 1 日現在、全国の婦人相談員の数 は 915 人であり、47 都道府県に 432 人、221 市に 483 人が配置されている。

#### イ 婦人相談員による相談件数

婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談件数は、平成 17 年度実人員で 102,953 件であり、そのうち「来所による相談」が 53,726 件、「電話相談」が 46,326 件、「巡回相談、出張相談による相談」が 2,186 件、その他が 715 件となっている。

「来所による相談」の主訴別内訳では、「夫等の暴力」が 11,540 件（21.5%）と最も多く、次いで、「離婚問題・家庭不和」が 11,298 件（21.0%）、「経済関係」が 9,972 件（18.6%）等となっている。

#### 婦人相談員による来所相談実人員の主訴別内訳



資料出所：厚生労働省調べ

#### (4) 人権擁護機関

##### ア 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けている。

##### イ 相談件数

平成 17 年に「女性の人権ホットライン」が受け付けた相談は、24,321 件となっている。その主な相談内訳は、暴行虐待が 2,285 件（9.4%）、強制・強要（セクハラ・ストーカー除く）が 2,758 件（11.3%）、セクハラが 705 件（2.9%）、ストーカーが 286 件（1.2%）、その他が 18,287 件（75.2%）となっている。

## 5 一時保護

### (1) 一時保護件数の推移

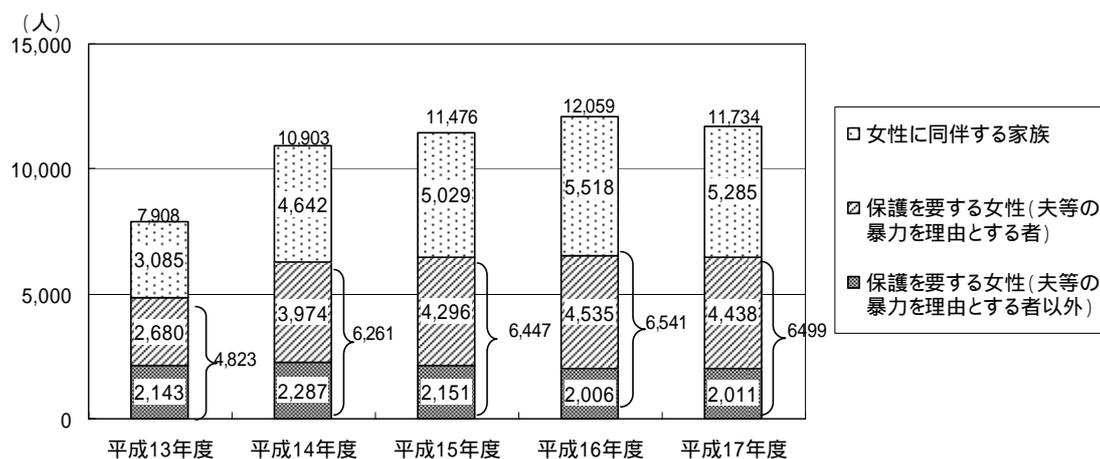
婦人相談所は、売春防止法に基づき、保護を要する女性を一時保護する施設を設け、一時保護を行うこととされている。また、配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護について、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとしている。

年度別にみると、平成13年度が7,908人(女性4,823人、同伴家族3,085人)、平成14年度が10,903人(女性6,261人、同伴家族4,642人)、平成15年度が11,476人(女性6,447人、同伴家族5,029人)、平成16年度が12,059人(女性6,541人、同伴家族5,518人)、平成17年度が11,734人(女性6,449人、同伴家族5,285人)となっている(他施設への一時保護委託を含む)。

また、一時保護された女性のうち、夫等の暴力を理由とする者は、平成13年度が2,680人(55.5%)、平成14年度が3,974人(63.5%)、平成15年度が4,296人(66.6%)、平成16年度が4,535人(69.3%)、平成17年度が4,438人(68.8%)と、6割から7割と高くなっている。

なお、平成17年度においては、一時保護された同伴家族のうち、夫等の暴力を理由とする者に同伴した家族は、4,483人(84.8%)となっている。

### 婦人相談所による一時保護件数の推移

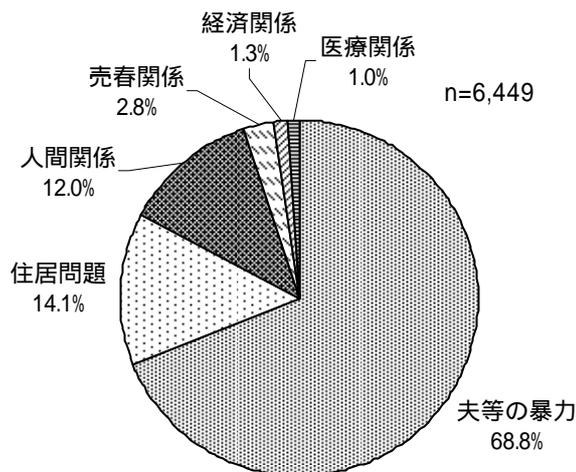


資料出所：厚生労働省調べ

### (2) 一時保護の理由

平成17年度に一時保護された女性(6,449人)の一時保護の理由としては、「夫等からの暴力」が4,438人(68.8%)と最も多く、次いで「住居問題」が911人(14.1%)、「人間関係」が772人(12.0%)となっている。

### 一時保護の理由（平成 17 年度）



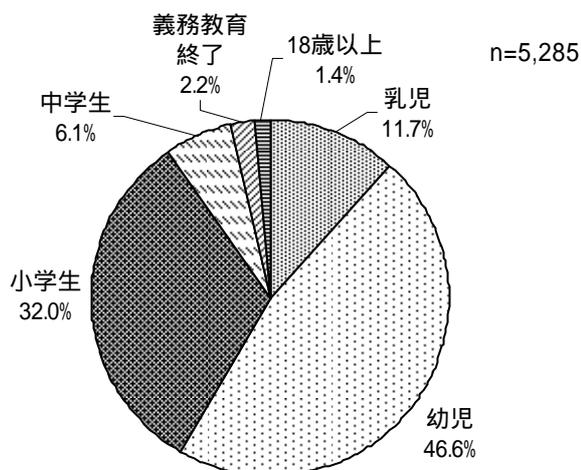
資料出所：厚生労働省調べ

### (3) 一時保護された同伴家族の状況

平成 17 年度に一時保護された同伴家族（5,285 人）のうち、児童が占める割合は 98.6%となっている。幼児が 2,465 人（46.6%）で最も多く、次いで小学生が 1,691 人（32.0%）、乳児が 619 人（11.7%）となっている。

また、このうち「夫等の暴力」を理由に一時保護された女性の同伴家族は 4,483 人であり、児童の占める割合は、98.7%となっている。同伴家族の内訳は、幼児 2,080 人(46.4%)が最も多く、小学生 1,452 人(32.4%)、乳児 505 人(11.3%)等となっている。

### 一時保護された同伴家族の状況



資料出所：厚生労働省調べ

#### (4) 平均在所日数

平成 17 年度の婦人相談所による一時保護における女性及びその同伴する家族の平均在所日数は 15.2 日となっている。

#### (5) 婦人相談所からの一時保護委託人数

平成 17 年度に、配偶者暴力防止法及び人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所から他施設に一時保護を委託した件数は 3,125 人である。その内訳は、被害者本人が 1,409 人、同伴家族が 1,716 人となっている。

婦人相談所により一時保護が委託された被害者及びその同伴家族の平均在所日数は 14.5 日となっている。

なお、このうち「夫等の暴力」を理由に一時保護を委託した件数は 3,012 名であった。

#### (6) 委託先施設

平成 18 年 4 月 1 日現在、配偶者暴力防止法に基づき、都道府県が被害者等の一時保護について委託契約している施設は 229 施設あり、その内訳は次のとおりである。

母子生活支援施設	83 施設
民間団体	81 施設
婦人保護施設	18 施設
児童養護施設・乳児院	23 施設
障害児者施設	9 施設
老人関係施設	7 施設
救護施設	4 施設
その他	4 施設

#### (7) 一時保護後の主な状況

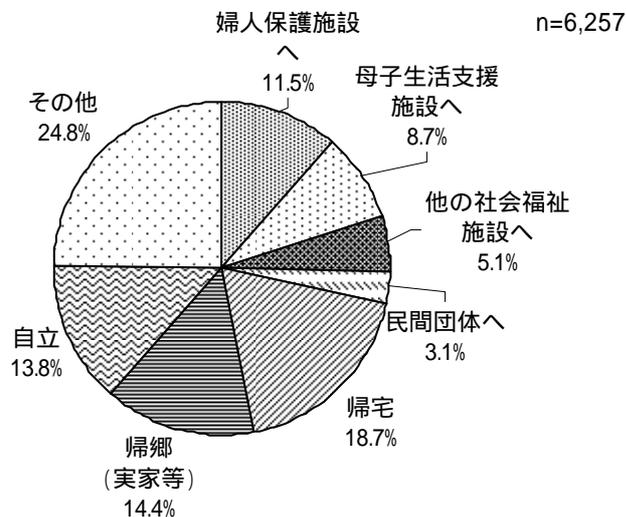
平成 17 年度に婦人相談所により一時保護されて退所した女性(6,257 人)の、一時保護後の主な状況は、婦人保護施設、母子生活支援施設、他の社会福祉施設、民間団体といった「施設等への入所」が 1,768 人(28.3%)と最も多く、次いで「帰宅」が 1,172 人(18.7%)、「帰郷(実家等)」が 902 人(14.4%)、「自立」が 866 人(13.8%)等となっている。

また、このうち「夫等の暴力」を理由とする者(4,203 人)については、「施設等への入所」が 943 人(22.4%)と最も多く、次いで「帰宅」が 862 人(20.5%)、「帰郷(実家等)」が 716 人(17.0%)、「自立」が 577 人(13.7%)等となっている。

同伴家族(4,685 人)のうち、4,510 人(96.3%)は女性と同じ移行先へ、137 人(2.9

% ) の児童は児童相談所に保護された。

### 一時保護後の主な状況



資料出所：厚生労働省調べ

### (8) 広域的な対応

配偶者からの暴力の被害者については、加害者からの安全な保護のために、地方公共団体において広域的な対応を求められることも多い。

厚生労働省は、各都道府県民生主管部（局）長あての通知「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」（平成 16 年 12 月 28 日付け雇児福発第 1228001 号）において、広域的な対応を行った場合の費用負担等について、地方公共団体間のルールを提示し、適切な支援を行うよう助言している。

## 6 保護

### (1) 婦人保護施設

#### ア 施設数

婦人保護施設は売春防止法に基づく要保護女子を收容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができることとされている。

配偶者暴力防止法により、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができることとされている（法第5条）。

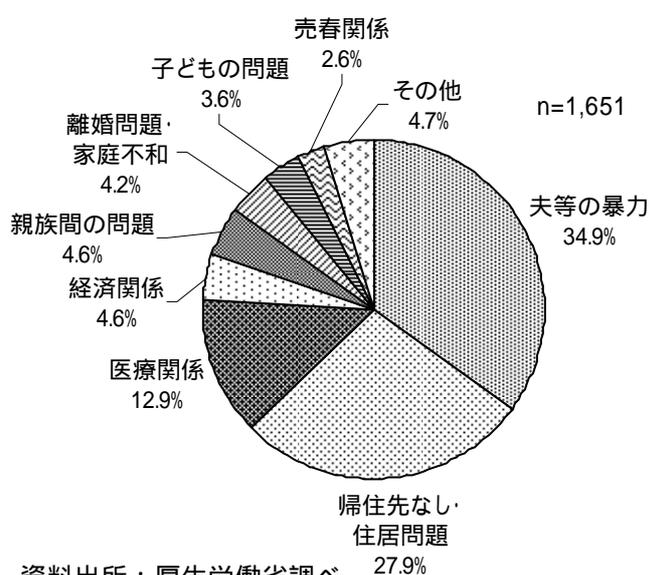
平成18年4月1日現在、40都道府県に50施設が設置されている。

#### イ 在所者数及び入所理由

平成17年度における婦人保護施設の在所者数は、1,651人となっている。

在所者の主たる入所理由は、「夫等の暴力」が576人（34.9%）と最も多く、次いで、「帰住先なし・住居問題」が460人（27.9%）、「医療問題」が213人（12.9%）等となっている。

#### 婦人保護施設への入所理由



### (2) 母子生活支援施設

#### ア 施設数

母子生活支援施設は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」

とされ、児童が満 20 歳に達するまで在所させることができる。

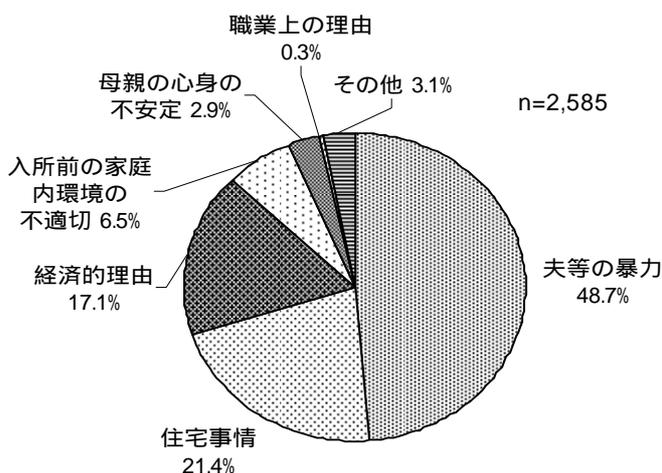
平成 18 年 3 月末現在、全国に 285 施設が設置されており、うち、公立が 174 施設、私立が 111 施設となっている。

## イ 入所世帯数及び入所理由

平成 17 年度に母子生活支援施設に入所している世帯数は、4,108 世帯となっており、入所率は 72.6% である（定員は 5,660 世帯）。

平成 17 年度において新規に入所した 2,585 世帯の状況は、「夫等の暴力」を入所理由とするものが 1,258 世帯（48.7%）と最も多く、次いで、「住宅事情」が 552 世帯（21.4%）、「経済的理由」が 443 世帯（17.1%）、「入所前の家庭内環境の不適切」が 169 世帯（6.5%）等となっている。

### 母子生活支援施設の新規入所世帯の状況



資料出所：厚生労働省調べ

## 7 自立支援

### (1) 就業の促進

被害者の自立を支援する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することは極めて重要である。

基本方針においては、支援センターは、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供と助言を行い、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要であるとしている。また、公共職業安定所や職業訓練施設において、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることが必要であるとしている。

厚生労働省は、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、都道府県、指定都市、中核市において、職業相談から技能講習、就業情報の提供等一貫した就労支援サービスや養育費の確保等生活支援サービスを行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の実施を推進している。平成 16 年 12 月 2 日には、各都道府県知事あての通知「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律』の施行等について」（平成 16 年 12 月 2 日付け府共第 748 号・雇発第 1202004 号）において、母子家庭等就業・自立支援センター事業の対象者を「夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む」とし、被害者の就業に向けた支援を行っている。

### (2) 住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。

基本方針においては、国及び地方公共団体は被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要であるとしている。特に、公営住宅への入居について、地方公共団体において、地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案しつつ、優先入居や被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施などについて特段の配慮を行うことが必要であるとしている。

平成 17 年 12 月 2 日に、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）の一部が改正され、配偶者からの暴力の被害者について、公営住宅へ単身で入居することが可能となった。

国土交通省は、被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、各都道府県知事あて通知「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日付け国住総第 191 号・平成 17 年 12 月 26 日一部改正）において、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事

業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であることを明らかにするとともに、収入の額の認定や保証人の要否について、被害者の実情を勘案して弾力的に運用するよう事業主体に配慮を求めている。また、同通知において、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であることを示している。

さらに、関係業界団体の長に対し、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について、支援センターとの連携を図ることを要請している（平成 16 年 12 月 3 日付け国総動流第 33 号・国住マ第 23 号）。

### (3) 援護

生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分に限って保護費を支給するとともに、その自立を助長するものである。

厚生労働省では、配偶者からの暴力による被害者に対する生活保護の適用については、保護の要件を満たす場合には適切に保護を適用するよう、「『配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律の一部を改正する法律』の施行等に伴う生活保護制度における留意事項について」（平成 16 年 12 月 10 日付け社援保発第 1210001 号）により周知している。

また、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定に基づく児童扶養手当の支給については、夫から子を連れて逃げた配偶者からの暴力による被害者であって離婚が成立していない者について、その児童の父の監護意思及び監護事実が客観的に認められず、かつ、母に離婚の意思がある場合に、父がその児童を遺棄していると判断し、この状態が一年以上継続している場合には、他の支給要件を満たす場合に限り、児童扶養手当を支給することとされている（昭和 55 年 6 月 20 日付け児企第 25 号）。

児童手当については、小学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等に支給することとされている。また、児童手当については、平成 18 年 3 月 31 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、受給者から受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由がすべて消滅した者と確認したときは、職権に基づいて受給事由消滅の処理ができることとなっており、その手続については、厚生労働省から都道府県知事を通じて市町村長に周知している。

#### (4) 健康保険

健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れることとなる。また、国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れることとなり、市町村の行う国民健康保険は、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯としての加入が可能である。

基本方針においては、支援センターは、これらについて、被害者から医療保険に関わる相談があった場合に、社会保険事務所、国民健康保険組合及び市町村において相談すべきことなど、事案に応じた情報提供等を行うことが必要であるとしている。

厚生労働省及び社会保険庁は、基本方針を受け、平成 16 年 12 月 2 日に各地方社会保険事務局長あての通知「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」（平成 16 年 12 月 2 日付け保保発第 1202002 号・庁保発第 1202001 号）を、また、平成 16 年 12 月 6 日に各都道府県民生主管部（局）長あての通知「配偶者からの暴力を受けた者に係る被保険者資格の取扱いについて」（平成 16 年 12 月 6 日付け保国発第 1206001 号）を発出し、被害者は、婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れることができることとした。

社会保険庁では、各地方社会保険事務局長に対し、配偶者である被保険者が、社会保険事務所への照会や窓口への来訪することがあった場合においても、被害者の居所等が判明することがないよう、被害者の保護に十分配慮することを連絡している。また、厚生労働省においても、国民健康保険組合において同様の配慮がなされるよう、各都道府県民生主管部（局）長に連絡している。

#### (5) 国民年金

被害者が国民年金の第 3 号被保険者（会社員、公務員などの被扶養配偶者）であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者となる手続きが必要となる。

基本方針においては、支援センターは、被害者から国民年金に関する相談があった場合、上記の手続きは、現在住んでいる市町村において行うこと、その際、年金手帳が必要となること、第 1 号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じること、生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談することについて、情報提供等を行うことが必要であるとしている。

社会保険庁は、平成 19 年 2 月 21 日に各地方社会保険事務局長あての通知「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成 19 年 2 月 21 日付け庁保険発第 0221001 号）を発出し、被害者から、配偶者に対して国民年金原簿等に記録されている住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合は、社会保険事務所等において秘密の保持の配慮を行うこととしている。

## **(6) 同居する子どもの就学**

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学に関する問題は、極めて重要である。改正法では、被害者と同居する未成年の子どもに対しても接近禁止命令の発令が可能とされた（法第 10 条第 2 項）。

基本方針においては、支援センターは、被害者や被害者と同居している子どもに対して接近禁止命令が発令された場合にはその旨を学校に申し出るよう被害者に促すことが必要であるとし、教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理することが必要であるとしている。また、支援センターは、教育委員会や学校と連携し、被害者に対し、必要に応じ、同居する子どもの就学について情報提供等を行うことが必要であるとしている。

文部科学省においては、各国公私立大学、各国公私立高等専門学校、国立教育政策研究所、各都道府県・指定都市教育委員会、各独立行政法人に対し、基本方針が官報告示されたこと及び今後、基本方針に即し、都道府県で基本計画が策定されることへの留意を連絡するとともに、各都道府県教育委員会においては、このことについて、域内の市町村教育委員会等に周知するよう依頼している。

## **(7) 住民基本台帳の閲覧等の制限**

住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者の保護を図るため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等）の一部改正が行われ、平成 16 年 7 月 1 日以降、各市町村において必要な支援措置が実施されている。

配偶者からの暴力の被害者から申出を受け付けた市区町村長は、支援措置の必要性について、警察等の意見を聴き、確認した上で、住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、 加害者からの申出については拒否し、 支援対象者本人からの申出については、閲覧制度ではなく、住民票の写しの交付制度により対応することが適当とし、 その他の第三者からの申出については、厳格な本人確認、利用目的等の厳格な審査を行うこととしている。また、住民票の写し等の交付については、

加害者からの請求については、不当な目的があるものとして拒否し、（ ）支援対象者本人からの請求については、厳格な本人確認を行うこととし、また、代理人若しくは使者又は郵送による請求を基本的には認めず、（ ）その他の第三者からの請求については、厳格な本人確認、請求事由の厳格な審査を行うこととしている。

総務省は、平成 18 年 10 月 4 日に、各都道府県住民基本台帳担当部長あての通知「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について」（平成 18 年 10 月 4 日付け総行市第 136 号）において、支援措置に係る留意点を通知し、市町村に周知することを依頼している。

#### **(8) 訴状等における住所の記載**

平成 16 年 12 月に制定された犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、内閣府に犯罪被害者等施策推進会議が設置され、平成 17 年 12 月には、犯罪被害者等基本計画が策定された。犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画における「犯罪被害者等」には、配偶者からの暴力の被害者も含まれることとなっている。

これらの動向を受け、平成 17 年 11 月 8 日に、最高裁判所は、各裁判所に対し、犯罪被害者等から、加害者等に実際の居住地を知られると危害を加えられるおそれがあるなど、実際の居住地を記載しないことにつき、やむを得ない理由がある旨の申出がされた場合には、訴状等に実際の居住地を記載することを厳格に求めることはせずに、これを受け付けることが相当と考えられるので、この点につき、関係部署の担当者に周知するよう依頼している。

## 8 保護命令

### (1) 保護命令の制度

保護命令とは、配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者が、更なる配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者からの申立てにより、裁判所が発する命令である。命令には、配偶者に対して、被害者への接近等を禁止する接近禁止命令や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去を命じる退去命令がある。

改正法により、被害者と同居している未成年の子について、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることなどから、被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することとされた（法第 10 条第 2 項）。

また、離婚後も、元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、裁判所が保護命令を発することとされた（法第 10 条第 1 項柱書）。

さらに、退去命令については、期間が 2 週間から 2 か月間に拡大されたほか、退去命令の再度の申立てが認められた。退去命令においては、被害者と共に生活の本拠としている住宅からの退去に加え、当該住居の付近のはいかいも禁止されることとなった（法第 10 条第 1 項第 2 号）。加えて、保護命令の再度の申立てを行う場合、支援センターの職員又は警察職員に対する相談等の事実が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付が不要とされた（法第 18 条第 2 項）。

### (2) 保護命令事件処理状況

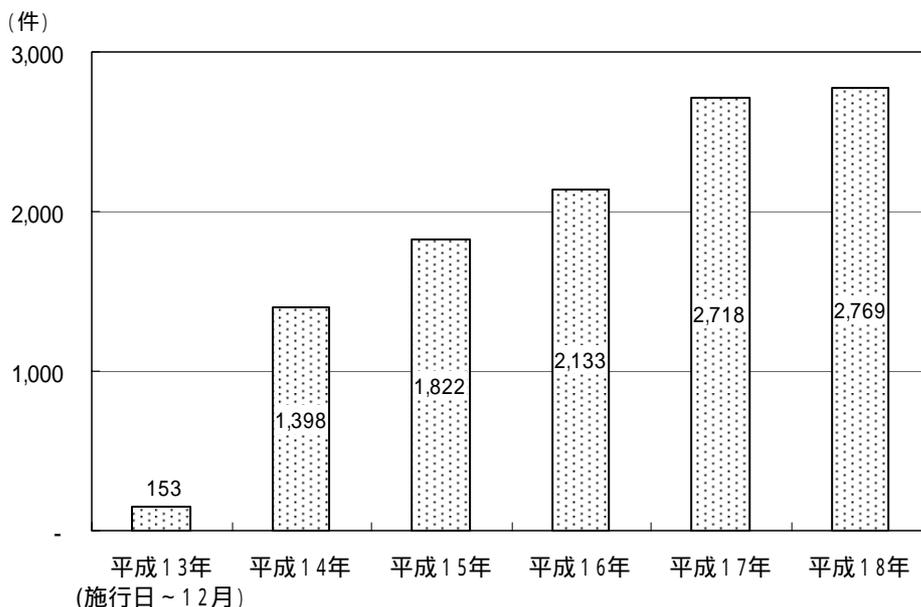
平成 13 年 10 月 13 日の配偶者暴力防止法施行から平成 18 年 12 月末日までの間に裁判所に保護命令の申立てがなされた件数は 11,055 件であり、そのうち、同期間中に既済となった件数は 10,993 件である。既済となった件数の内訳をみると、

保護命令発令	8,785 件
却下	517 件
取下げ等	1,691 件

となっている。

年度別にみると、既済件数及びそのうちの保護命令発令件数は、平成 13 年（10 月 13 日から 12 月 31 日まで）が 153 件（うち保護命令発令は 123 件）、平成 14 年が 1,398 件（同 1,128 件）、平成 15 年が 1,822 件（同 1,468 件）、平成 16 年が 2,133 件（同 1,717 件）、平成 17 年が 2,718 件（同 2,141 件）、平成 18 年が 2,769 件（同 2,208 件）となっており、ともに年々増加している。

## 保護命令事件の既済件数の推移



(最高裁判所提供の資料による。)

改正法が施行された平成16年12月以降についてみると、同年12月1日以降に既済となった件数は5,702件であり、その内訳をみると、

保護命令発令	4,523件
却下	300件
取下げ等	879件

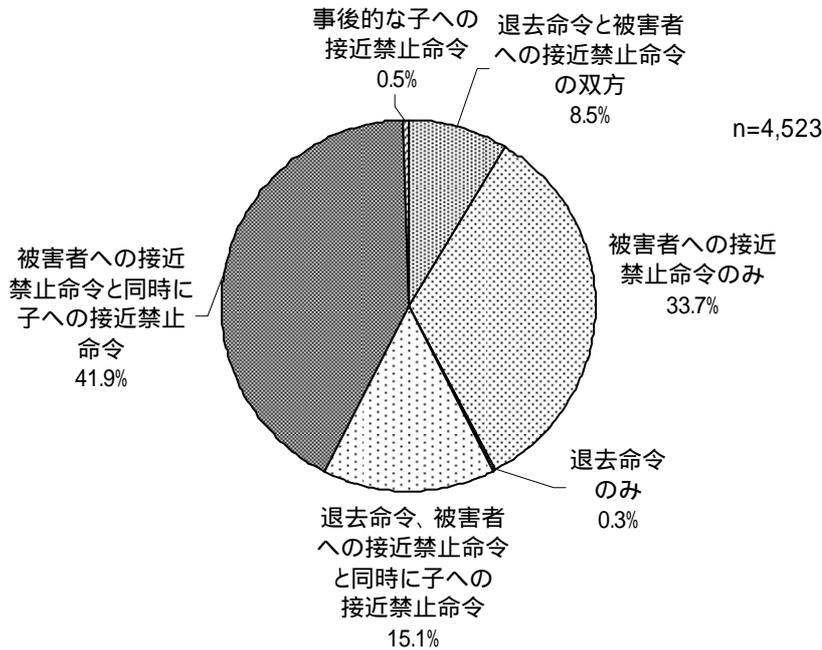
となっている。

そのうち、保護命令が発令された4,523件について、その内訳をみると、

退去命令と被害者への接近禁止命令の双方	386件 (対女性3件を含む。)
被害者への接近禁止命令のみ	1,524件 (対女性8件を含む。)
退去命令のみ	12件
退去命令、被害者への接近禁止命令と同時に子への接近禁止命令	685件
被害者への接近禁止命令と同時に子への接近禁止命令	1,895件 (対女性1件を含む。)
事後的な子への接近禁止命令	21件

となっている。

## 発令された保護命令の内容（平成16年12月～平成18年12月）



（最高裁判所提供の資料による。）

### (3) 保護命令が発令された事案の平均審理期間

平成13年10月13日から平成18年12月末日までの間に、保護命令が発令された8,785件の平均審理期間は、12.3日となっている。

### (4) 保護命令の申立書における相談等の事実の記載等

平成13年10月13日から平成18年12月末日までの間に既済となった10,993件について、保護命令の申立書に支援センターの職員又は警察職員への相談等の事実の記載があったのは10,410件である。その内訳をみると、支援センターのみが2,211件（20.1%）、警察のみが4,584件（41.7%）、支援センターと警察の双方が3,615件（32.9%）となっている。また、相談等の事実の記載がなく宣誓供述書が添付されていた事案は543件（4.9%）となっている。

### (5) 保護命令が発令された後の対応状況

平成13年10月13日から平成18年12月末日までの間に、警察に対し、裁判所から保護命令の通知があった件数は、9,010件となっている。

### (6) 保護命令違反検挙件数

保護命令に違反にした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる

こととなっている（法第29条）。

平成13年10月13日から平成18年12月末日までの間に、警察が保護命令違反で検挙したのは267件である。

### (7) 保護命令違反事件の処分状況

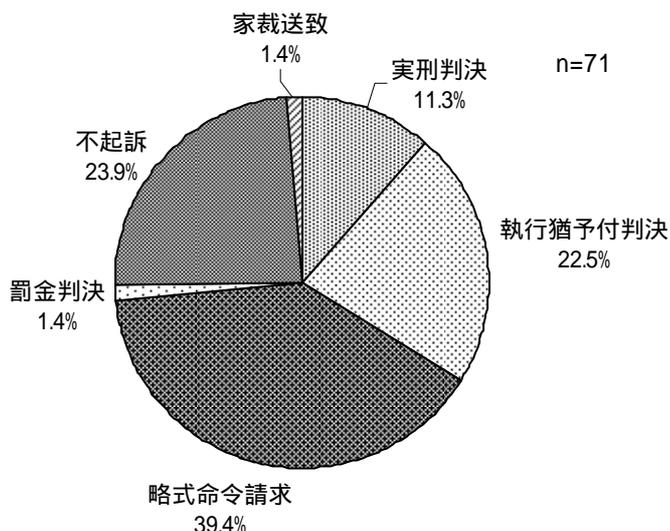
法務省が平成13年10月13日から平成18年3月末日までに報告を受けた保護命令違反事件は200件である。そのうち、改正法施行後に報告を受けた違反事件は、81件となっている。

改正法施行後の81件について、起訴された事件が62件（76.6%）で、不起訴とされた事件が18件（22.2%）、家庭裁判所送致が1件（1.2%）となっている。

起訴された62件のうち、公判を請求した事件が32件、略式命令請求事件が30件である。公判請求した32件のうち、第一審において、懲役刑（実刑）の判決が言い渡された事件が8件、執行猶予付の懲役刑の判決が言い渡された事件が23件（うち保護観察付のものは4件）となっている。

なお、改正法施行後に報告を受けた保護命令違反事件の81件には、保護命令違反以外の犯罪事実（暴行、傷害等）も併せて処理されたものが含まれている。保護命令違反単独で処理された件数は71件で、うち起訴された事件が53件（74.7%）、不起訴とされた事件が17件（23.9%）、家庭裁判所送致が1件（1.4%）となっている。起訴された53件のうち、略式命令請求事件が28件、懲役刑（実刑）の判決が言い渡された事件が8件、執行猶予付の懲役刑の判決が言い渡された事件が16件（うち保護観察付のものは3件）罰金刑の判決が言い渡された事件が1件となっている。

### 保護命令違反単独で処理された事件の処分状況（平成16年12月～平成18年3月）



資料出所：法務省調べ

#### **(8) 保護命令違反の再犯状況**

平成 13 年 10 月 13 日の配偶者暴力防止法施行から、平成 18 年 3 月 31 日までに法務省が報告を受けた保護命令違反事件の 200 件のうち、保護命令違反で処理された後、再度保護命令違反で受理されたことが報告された再犯者は 7 名（改正法施行後に報告を受けた再犯者は 3 名）である。

再犯事件の処理結果は、不起訴が 1 名、懲役刑（実刑）の判決が言い渡された事件が 3 名、執行猶予付の懲役刑の判決が言い渡された事件が 3 名（うち保護観察付のものは 1 名）となっている。改正法施行後に報告を受けた事件では、懲役刑（実刑）の判決が言い渡された事件が 1 名、執行猶予付の懲役刑の判決が言い渡された事件が 2 名（うち保護観察付のものは 0 名）となっている。

## 9 関係機関の連携協力

配偶者暴力防止法においては、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携と図りながら協力するよう努めるものとされている（法第9条）。

基本方針においては、被害者の保護及び自立支援を図るためには、法で掲げられた機関を始め、人権擁護委員や被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要であるとしている。

内閣府及び厚生労働省は、平成16年12月2日に、各都道府県知事あての通知「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律』の施行等について」（平成16年12月2日付け府共第748号・雇発第1202004号）において、配偶者からの暴力の被害者保護のための地域の関係機関による協議会及び要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）等における関係機関の連携について助言している。

都道府県においては、関係機関による協議会等を自ら主体となって設置しているのは46都道府県となっている。このうち、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関が参加しているのは46都道府県（100%）、警察が参加しているのは45都道府県（97.8%）となっている。

## 10 職務関係者に対する研修等

### (1) 内閣府

平成 16 年 8 月 6 日に、都道府県・政令指定都市の男女共同参画担当者等を集め、改正法の内容や法律施行上の留意事項等について説明した。

平成 16 年 12 月 2 日に、都道府県の配偶者暴力防止法担当部局の担当者を集め、基本方針についての説明会を行った。

平成 17 年 4 月に、研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引（改訂版）」を作成し、都道府県・政令指定都市の担当部局や関係機関に配布した。

地方公共団体の相談担当者等を対象とし、相談事案の手続き等が円滑かつ迅速に対応できるようにするとともに、相談事業の質の向上を図ることを目的として、「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」を開催している。平成 17 年度は、基礎セミナー 3 回、応用セミナー 1 回、管理職セミナー 1 回の計 5 回実施した。平成 18 年度は、基礎セミナー 3 回、応用セミナー 2 回、管理職セミナー 1 回の計 6 回を実施した。

支援センター等に対し、専門的な知識や経験を有する者を派遣する「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」を実施している。平成 17 年度は、全国 90 団体に派遣し、延べ 1,640 人が助言等を受けた。平成 18 年度は、全国 120 団体にアドバイザーを派遣した。

外国人向けのパンフレット（英語、スペイン語、タイ語、タガログ語、韓国語、中国語、ポルトガル語）及び視覚障害者向けのパンフレット（点字）を作成し、都道府県・政令指定都市の担当部局や関係機関に配布した。

### (2) 警察庁

都道府県警察の担当者向けに、配偶者からの暴力事案に関する事務処理要領を作成・配付するとともに、全国担当課長会議等の幹部会議の場を通じて、担当者への指導教養や関係部門間の連携強化を徹底するよう指示している。

都道府県警察の担当者を対象として、被害者からの相談対応に必要なカウンセリング能力の修得を含む専門教養を実施するなど、配偶者からの暴力事案への適切な対応を図るために必要な研修・啓発を行っている。

各都道府県警察においても、担当者に対する各種専門教養を実施しているほか、警察官としての新規採用時や、各階級昇任時などの機会を利用して、部門を問わず、すべての警察官において、配偶者からの暴力事案に関する理解が深められるよう、必要な研修を実施している。

### (3) 法務省

検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。

矯正施設に勤務する職員に対して、配偶者暴力防止法の趣旨等について、矯正研修所における新採用職員、幹部要員等を対象に行う研修において、人権問題に係る講義の中で説明し、周知している。

新任の保護観察官全員が受講対象となっている保護観察官中等科研修において、「DV・児童虐待」の科目を設けており、配偶者からの暴力に対する職員の理解を促している。

法務局・地方法務局の人権擁護課長及びこれらに準ずる職員に対して、「法務局・地方法務局職員専門科（人権）研修」において、配偶者暴力防止法についての講義を実施している。

人権擁護委員に対して、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を図ることを目的とした「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施している。

#### (4) 厚生労働省

婦人相談員などの直接被害者から相談を受ける職員が、配偶者からの暴力に関する理解を深め、被害者が対応する職員から二次的被害を受けることのないよう、都道府県における福祉事務所等の職員に対する専門研修の実施にかかる費用を補助するとともに、被害者等に対する効果的な支援を図るため、全国の婦人相談員や婦人相談所長等の研究協議会を開催している。また、被害者等の保護、自立支援に当たっては、婦人相談所を中心とした、警察、裁判所、病院、福祉事務所、学校等関係機関の連携が不可欠であることから、連絡会議や事例検討会議等、都道府県が実施するネットワーク事業にかかる費用を補助している。

民生委員の研修については、民生委員法（昭和23年法律第198号）第18条において、都道府県知事等が、民生委員の指導訓練に関する計画を樹立し、実施することとされている。こうしたことから、都道府県等は、民生委員を対象に、福祉各法に基づく施策や地域福祉推進の理念、配偶者からの暴力の被害者を含め支援が必要な者のニーズを発見するための手法、社会的孤立や排除等の課題への対応方法など相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得させるための研修を実施し、その資質向上を図っている。厚生労働省においても、こうした取り組みを支援すべく、都道府県等に対して国庫補助を行い、研修実施のための環境整備に努めている。

精神保健福祉業務に従事する医師等を対象としたPTSD対策専門研修会において、配偶者からの暴力に関するカリキュラムを実施し、心のケア対策に関する資質の向上を図っている。

#### (5) 最高裁判所（参考）

裁判官その他の裁判所職員が配偶者からの暴力の問題についての認識を深めることは重要であるとの認識のもと、裁判官に対しては、司法研修所において実施している各種研修・研究会において、配偶者暴力防止法の制度や手続、配偶者からの暴力事件の動向に関する講義を実施している。

裁判官以外の裁判所職員に対しても、裁判所職員総合研修所で実施している研修や各高・地裁レベルで行われている研修において、配偶者からの暴力の問題についての理解を深めたり、裁判所を利用する国民に適切な対応ができるようにするための種々の研修や研究会を実施している。

裁判所においては、裁判官その他の裁判所職員が配偶者からの暴力に関する問題についての認識をさらに深めることができるよう、必要な研修等を実施すべく努めている。

## 11 広報啓発

### (1) 内閣府

テレビ、ラジオ、有線放送、電光ニュース、モバイル携帯端末広告、政府広報誌、内閣府ホームページなど、様々な媒体を活用し、配偶者暴力防止法の内容、相談窓口等についての広報を実施した。

男女共同参画推進本部構成府省庁が主唱し、毎年11月12日から25日にかけて実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、地方公共団体、関係団体等と連携・協力の下、配偶者からの暴力を中心とした女性に対する暴力について、集中的な広報・啓発活動を展開した。

「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催した。平成17年度、平成18年度ともに、配偶者暴力防止法に関連する基調講演やパネルディスカッションを行った。

### (2) 警察庁

警察庁においては、毎年、3月に前年の都道府県警察における配偶者からの暴力事案に係る対応状況についての集計結果を広報しているほか、白書やホームページ等において、警察における取組みについて広く紹介している。

都道府県警察においては、それぞれ、自県の配偶者暴力事案の状況について、年に1~2回程度、とりまとめて広報している。また、配偶者暴力対策に関するポスターや広報用リーフレットを作成し、掲示したり相談者に対し直接配付したりしているほか、ラジオ放送への出演、街頭キャンペーン、各種会合での防犯指導を実施するなど、様々な広報啓発活動を行っている。

### (3) 法務省

法務省の人権擁護機関では、「女性の地位を高めよう」を人権週間の強調事項に掲げているほか、年間を通じて全国各地で、配偶者からの暴力を含む女性の人権問題をテーマとした講演会や研修会の開催、テレビ放送、パンフレット・リーフレット等の作成・配布などの啓発活動を行っている。

### (4) 厚生労働省

都道府県が行う配偶者からの暴力防止対策のためのリーフレットやビデオの作成、講演会等広報啓発活動に係る費用に対して、国が予算補助を行っている。

平成17年度における都道府県の取組としては、相談機関等の必要な情報を効果的に被害者に提供するため、携帯用カード等のスーパーや美容院等での配付、

配偶者からの暴力に関する予防啓発トイレステッカーの作成配付、携帯用時刻表に相談窓口の掲載を行うほか、通報促進のための医療機関を対象としたリーフレットの配付や、学校等を対象とした交際相手等からの暴力等の啓発リーフレットの作成配付等、様々な広報啓発活動を行っている。

#### **(5) 最高裁判所（参考）**

最高裁判所のホームページ上で、改正法のポイントや保護命令手続の流れをイメージ図を添えて説明している。また、各地方裁判所において、受付相談等の際に手続を説明した書面を交付したり、それぞれのホームページ上で保護命令手続の申立手続等を説明したりしている。

## 12 調査研究

### (1) 内閣府

配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査(平成16年度)

配偶者等からの暴力に係る相談や保護に携わっている相談員、ケースワーカー、事務職員等の現状を把握し、相談の質の向上や支援者のバーンアウト(燃え尽き)防止に資することを目的とし、実態調査を実施した。

相談業務の中で過度な不満や負担感を持っていると答えた者は約6割で、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥る「代理受傷」や、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになる「バーンアウト(燃えつき)」状態に陥ることが自分自身に「当てはまる」と答えた者は約3割となっている。

男女間における暴力に関する調査(平成17年度)

平成17年11月から12月にかけて、全国20歳以上の男女4,500人を対象に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、2,888人(女性1,578人、男性1,310人)から回答を得た。

配偶者(事実婚や別居中の夫婦も含む)から、身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことが『何度もあった』という人は、女性10.6%、男性2.6%となっている。また、10歳代から20歳代のときの交際相手(後に配偶者となった相手以外)から、身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「あった」という人は女性13.5%、男性5.2%となっている。

配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究(平成16年度・17年度)

平成16年度には、地方公共団体の協力を得て、加害者更生プログラムの試行的な実施を含む調査研究を行った。平成17年度には、これらの結果等を踏まえ、有識者からなる検討委員会において、加害者更生プログラムの可能性と限界について検討した結果を取りまとめた。

配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査(平成18年度)

配偶者から暴力を受けた被害者が自立して生活する際に必要な支援等を把握するために、支援センター、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等の協力を得て、被害者を対象としたアンケート調査を実施し、報告書を取りまとめた。

女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究(平成18年度)

暴力の発生を未然に防ぐため、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、特に若年層を対象とした予防啓発プログラムの作成を行うため、調査研究を実施している。

平成 18 年度は、地方公共団体に委嘱し、各地域の実情に合わせたプログラムの開発を行うとともに、海外の動向についての調査研究を行うこととしている。

## (2) 法務省

配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究（平成 18 年度）

平成 13 年 10 月 13 日から同 18 年 3 月 31 日までの間に第一審における終局処分がなされた配偶者暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（保護命令）違反事件を対象として、同法律違反者に関する事件記録の調査分析を行い、報告書を取りまとめることとしている。

## (3) 厚生労働省

厚生労働省においては、被害者支援施策の充実を図るため、厚生労働科学研究費補助金により、配偶者からの暴力被害が被害者やその子どもに与える影響等を調査するとともに、その支援の在り方について調査研究を行っている。内容は以下のとおりである。

「家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究（平成16年度～18年度）」

全国の支援センター及び母子生活支援施設における被害者とその子どもが受けた暴力や健康被害についての実態調査や、先進的な取組を実践している民間シェルターの援助の実態調査等を行い、被害者やその子どもに対する早期介入の方法や健康回復のためのケア技法の確立、生活再建に向けた支援策について調査研究を行っている。

「母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中期的影響の調査及び支援プログラムの研究（平成17年度～19年度）」

家庭内暴力において母子ともに被害を受けることによる、子どもへの心理的被害、その後の発達、社会適応上の課題や、被害後の母子の健康及び母子間の相互関係を中期的に調査研究し、家庭内暴力による被害を受けた子どもの回復のための支援プログラムを作成している。

厚生労働省においては、今後とも配偶者からの暴力被害の影響等の実態把握を行い被害者等に対する支援施策の充実を図るため、引き続き調査研究を行うこととしている。

### 13 民間団体に対する援助

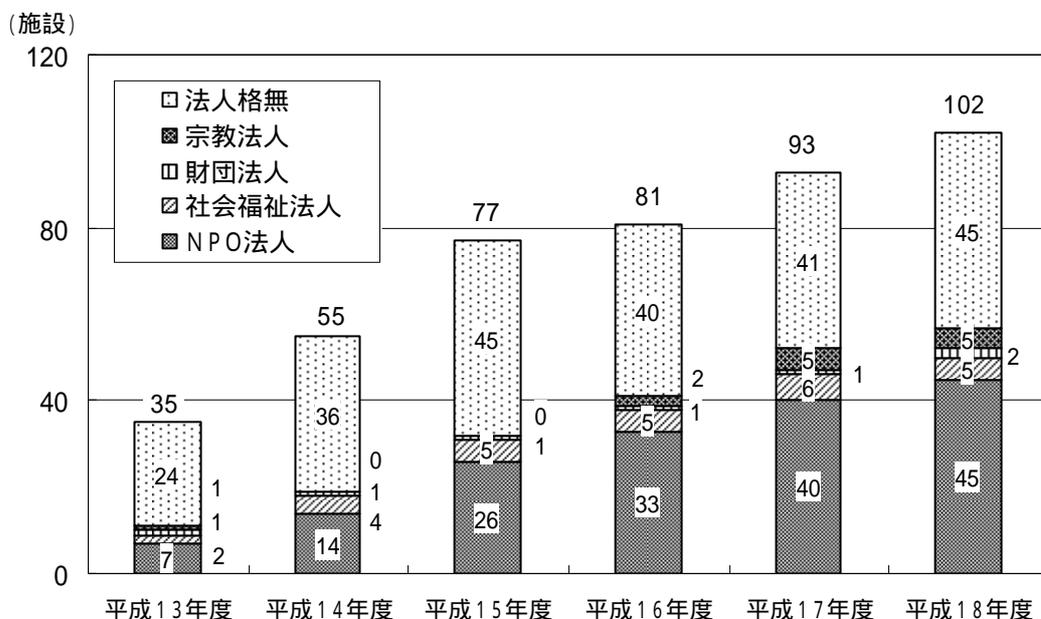
#### (1) 民間シェルター把握状況

いわゆる「民間シェルター」について、平成18年11月1日現在、都道府県及び政令指定都市が把握している数は、31都道府県102施設である。民間シェルターがないのは、16県となっている。

年度別にみると、平成13年度は35施設、平成14年度は55施設、平成15年度は77施設、平成16年度は81施設、平成17年度は93施設、平成18年度は102施設と、年々増加している。

法人格の有無についてみると、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の数が年々増加しており、平成18年度は平成13年度の約6倍となっている。

#### 民間シェルター把握状況



資料出所：内閣府調べ

#### (2) 情報提供等

民間団体に対して、「配偶者からの暴力 相談の手引（改訂版）」を配布したほか、「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」、「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」等は民間団体も対象に実施している。また、配偶者からの暴力の特性、業務に役立つ法律及び制度、相談機関に関する情報等をホームページを通じて提供している。

### (3) 財政的援助

地方公共団体の中には、いわゆる民間シェルターに対し、財政的援助を行っているところがある。平成13年度から、地方公共団体による民間シェルターに対する財政的援助は、地方交付税における特別の財政需要として、特別交付税（3月交付分）の算定基準に盛り込まれている。

平成13年度は、4都道府県及び13市町村から、18団体（延べ25団体）に対して、合計約3,500万円の財政的援助が行われている。

平成14年度は、6都道府県及び17市町村から、25団体（延べ33団体）に対して、合計約5,200万円の財政的援助が行われている。

平成15年度は、9都道府県及び43市町村から、35団体（延べ88団体）に対して、合計約7,400万円の財政的援助が行われている。

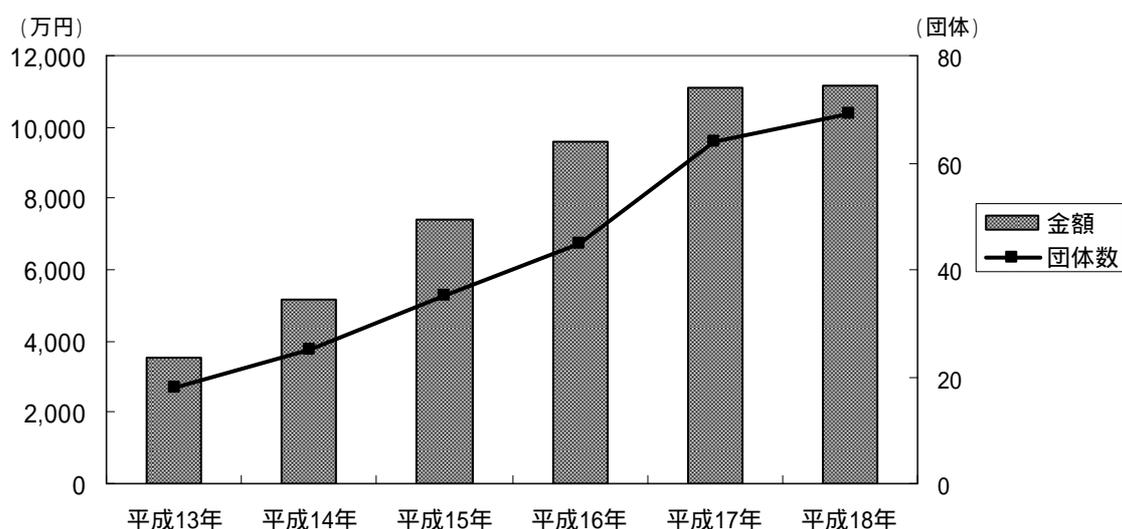
平成16年度は、10都道府県及び58市町村から、45団体（延べ119団体）に対して、合計約9,600万円の財政的援助が行われている。

平成17年度は、13都道府県及び71市町村から、64団体（延べ149団体）に対して、合計約1億1,100万円の財政的援助が行われている。

平成18年度は、18都道府県及び74市町村から、69団体（延べ165団体）に対して、合計約1億1,200万円の財政的援助が行われている。

財政的援助の金額については、平成18年度は平成13年度の約3倍となっている。

#### 民間シェルターに対する財政的援助の推移



資料出所：内閣府調べ

## 14 その他の事項

### (1) 子どもに関すること

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）は、平成16年10月1日に改正法が施行され、児童が同居する家庭における配偶者からの暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待に当たることが明確化された。

基本方針においては、被害者の子どもについて、必要に応じ、児童福祉法及び児童虐待防止法による措置が講じられるよう、関係機関は、児童相談所、福祉事務所等との連携を推進することが望ましいとしている。

内閣府及び厚生労働省は、各都道府県知事あての通知「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律』の施行等について」（平成16年12月2日付け府共第748号・雇児発第1202004号）において、児童虐待に対応する機関と配偶者からの暴力に対応する機関の連携について通知している。通知では、児童虐待に対応する機関と配偶者からの暴力に対応する機関との間で支援方針や各機関の役割分担についての共通理解の形成が欠かせないことから、支援センター等配偶者からの暴力に対応する機関及び児童相談所等児童虐待に対応する機関は、それぞれ要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）及び配偶者からの暴力の被害者保護のための地域の関係機関による協議会等が設置されている場合は積極的に参加することが望ましいと助言している。

### (2) 親族・支援者等に関すること

配偶者からの暴力事案において、特に被害者が別居、離婚等を求めていたり、保護命令が発せられていたりする場合には、被害者の相談相手となっている親族、支援者（支援センター職員、一時保護施設職員、被害者の弁護士、民間シェルター職員等をいう。）、勤務先の上司・同僚、友人等の関係者（以下「親族、支援者等」という。）に対し、被害者の所在を探すなどのため、加害者が危害を加え、若しくは脅迫し、又は一時保護施設の周辺をはいかいしたり、執拗に電話をかけるなどの行為により、親族、支援者等に多大な不安を与えている事案がある。

警察庁は、各道府県警察本部長、各方面本部長あての通達「配偶者からの暴力事案におけるストーカー規制法の活用について」（平成16年1月6日付け警察庁丁生企発第2号）において、親族、支援者等から、つきまとい等について相談があった場合には、当該親族、支援者等に対し防犯指導等必要な措置を講じるとともに、ストーカー規制法の適用を積極的に検討するよう通達している。